

金沢市戸室新保埋立場浸出液処理施設再整備方針策定業務 仕 様 書

第1章 総 則

1. 目的

本業務は、本市戸室新保埋立場浸出液処理施設の再整備にあたり、現況調査及び河川への影響調査を踏まえ、基本的な施設再整備方針の策定を目的とする。

2. 業務名称

戸室新保埋立場浸出液処理施設再整備方針策定業務

3. 業務場所

金沢市清水町イ56番地 他（別紙1参照）

4. 業務期間

契約締結後から令和9年3月26日（金）まで

5. 施設概要

本施設は、戸室新保埋立場（第1期～第3期）から発生する浸出水を全量処理しており、施設概要は下記のとおり。

	第1 処理施設	第2 処理施設
所 在 地	金沢市清水町イ56番地（別紙1）	金沢市戸室新保ト62番地（別紙1）
開 設	昭和59年8月	平成6年4月
処理方式	活性汚泥法＋高度処理（参考図1,2）	接触ばっ気＋高度処理（参考図3,4）
処理能力	1,800m ³ /日	1,200m ³ /日

6. 配置技術者等

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置し、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任して、本市の承諾を得ること。

- （1） 管理技術者は、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物管理）の技術士資格（技術士法〔平成23年法律第74号〕の規定による登録を受けていること。）を有すること。

なお、管理技術者は照査技術者及び担当技術者を兼務できない。

- （2） 照査技術者は、技術士資格（要件は、管理技術者と同じ。）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者とする。

なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務できない。

7. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、条例、規則、通知等を遵守すること。

8. 秘密の保持及び中立の確保

受注者は、業務上知り得た秘密を他者にもらしてはならない。また、第三者に対し、常に中立を保持しなければならない。

9. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈については、本市と協議の上、その指示に従うものとする。

10. 補完義務

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めたものであり、明示されていない事項であっても、業務上当然必要な事項については、受注者において補完すること。

また、本業務完了後に、受注者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る一切の経費は受注者の負担とする。

11. 成果品等の帰属

本業務における成果物及び業務上作成した資料の著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権は金沢市に帰属するものとする。なお、成果物等に第三者が権利を有する著作物がある場合は、受注者が当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

12. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものとする。ただし、本市が所有する資料は、これを貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本市に提出し、必要が無くなったとき又は業務完了時には速やかに返却すること。

13. 提出図書

- | | | |
|------------------------------|-----|----|
| (1) 業務計画書 ※業務工程表含む（承諾後、1部返却） | ・・・ | 2部 |
| (2) 技術者選任届（承諾後、1部返却） | ・・・ | 2部 |
| (3) 打ち合わせ議事録（承諾後、1部返却） | ・・・ | 2部 |
| (4) 業務完了届及び請求書 | ・・・ | 1部 |
| (5) 成果品（ファイル綴じ、A4） | ・・・ | 5部 |
| (6) 電子データ | ・・・ | 2部 |

※電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。

また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真など）を納入するものとする。

なお、データは整理してWindows対応の記録媒体に格納すること。

14. 委託料の支払い

業務完了後、一括払い。

第2章 業務内容

1. 既存資料調査

各施設について、以下の項目を整理する。

- (1) 戸室新保埋立場（第1期～第3期）
埋立履歴等について整理する。
 - ①埋立面積及び容量
 - ②供用期間
 - ③埋立方式、遮水方式、構造物
 - ④埋立対象廃棄物
 - ⑤跡地状態及び利用状況
- (2) 浸出液処理施設（第1処理施設、第2処理施設）
 - ①施設概要
 - ②処理工程（処理フロー）
 - ③埋立場拡張に伴う浸出液処理施設の拡張状況

2. 現況調査（維持管理）

第1処理施設及び第2処理施設について以下の調査を実施し、処理機能の状況を整理する。

- (1) 運転管理実績
浸出水量、処理量、放流水量、発生汚泥量、薬品量等について月別に整理する。
- (2) 作業状況
埋立作業、浸出水処理施設の日常作業及び各槽清掃、ろ過材補充等の定期作業
- (3) 修繕状況
補修工事、改良工事等の内容と履歴を整理する。
- (4) 水質検査
浸出水、放流水、観測井戸等の既存定期水質結果について整理する。
- (5) 処理機能調査
浸出水処理施設の各処理工程について設計上の処理条件・基準等に照らし合わせ、各処理工程の機能について状況を調査する。
- (6) 課題整理
調査を踏まえ、施設の機能に係る課題を整理する。

3. 現況調査（設備機器）

第1 処理施設及び第2 処理施設の設備機器について以下の調査を実施し、設備機器別に調査結果と健全度を取りまとめる。

（1）現況調査

①既存資料調査

稼働状況、更新履歴、故障履歴等について整理する。

②土木、建築、建築設備

亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を調査する。

③プラント設備（機械・電気・計装）

腐食・損傷の有無、振動、異音、温度上昇、絶縁、軸受等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等を調査する。

配管・弁類については、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を調査する。

④埋立場構造物

貯留設備、遮水設備、雨水集排水設備等の現況を目視により調査する。

⑤その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を調査する。

（2）課題整理

調査結果に基づき、設備機器に係る課題を整理する。

4. 河川調査

放流先の河川流量に対する浸出液処理施設からの放流量割合を概略的に把握するため、以下の調査を実施する。

（1）流域面積比率

河川流量は基本的に流域面積に比例するため、処分場の埋立面積と、下流側の評価点（農業用水取水地点、支流との合流点等）における流域面積を図上で求積し、その比率を把握する。

（2）影響の検討

上記（1）で把握した放流量と河川流量の比率比より、処理水全量を下水道放流した場合の影響を検討する。（農業用水、河川生物生息状況 等）

（3）環境保全措置の検討

（2）の結果、農業用水の利用への影響や河川生物の影響が予測された場合は、影響を低減するための環境保全措置を検討する。

5. 再整備方針

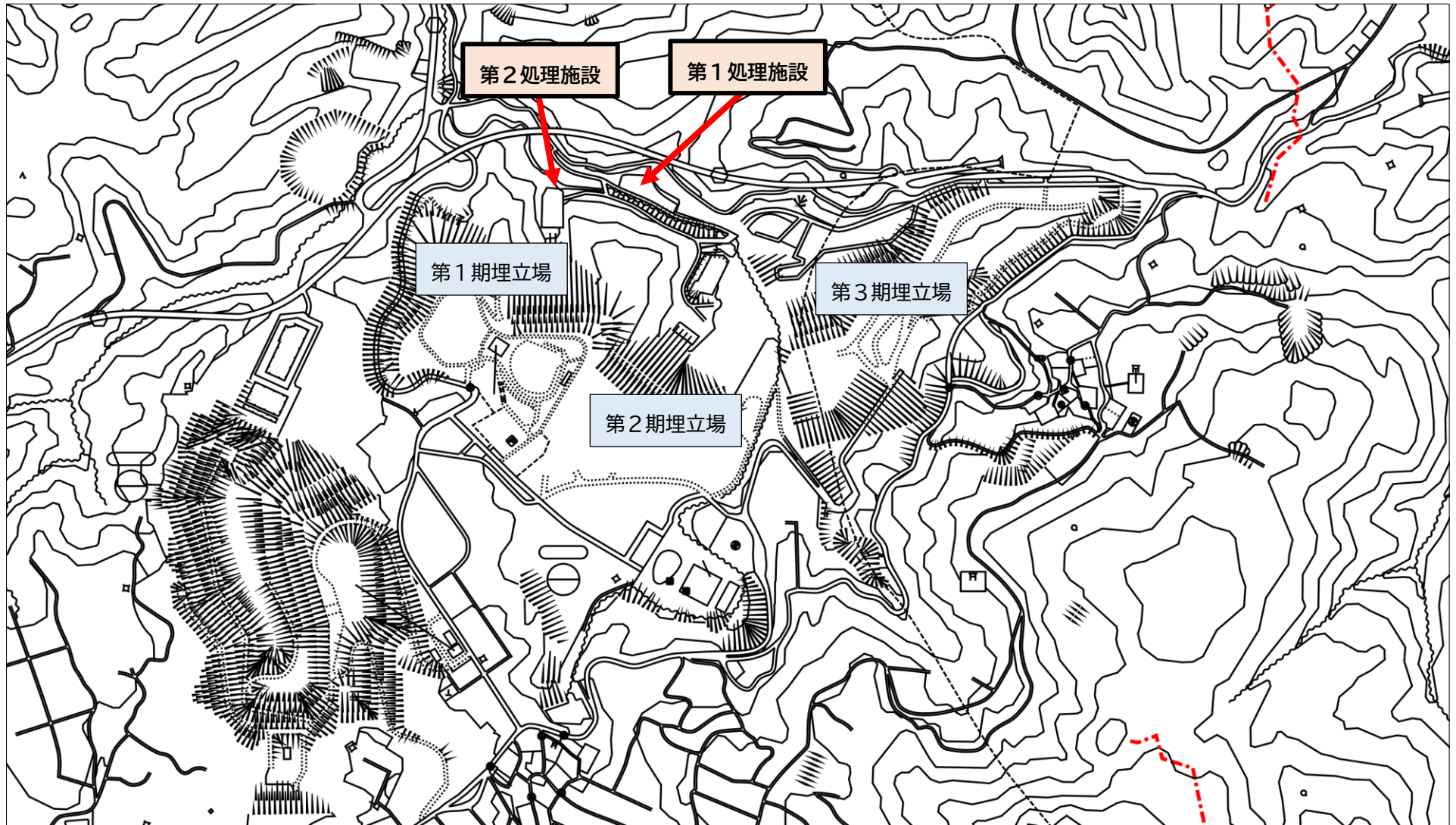
現況調査結果等を踏まえ、再整備方針を策定する。

- (1) 事業スケジュール
- (2) 施設規模
- (3) 処理方式、処理フロー

下水道放流、簡易処理、高度処理、簡易処理と高度処理組み合わせの他、想定される方式を比較・検討する。

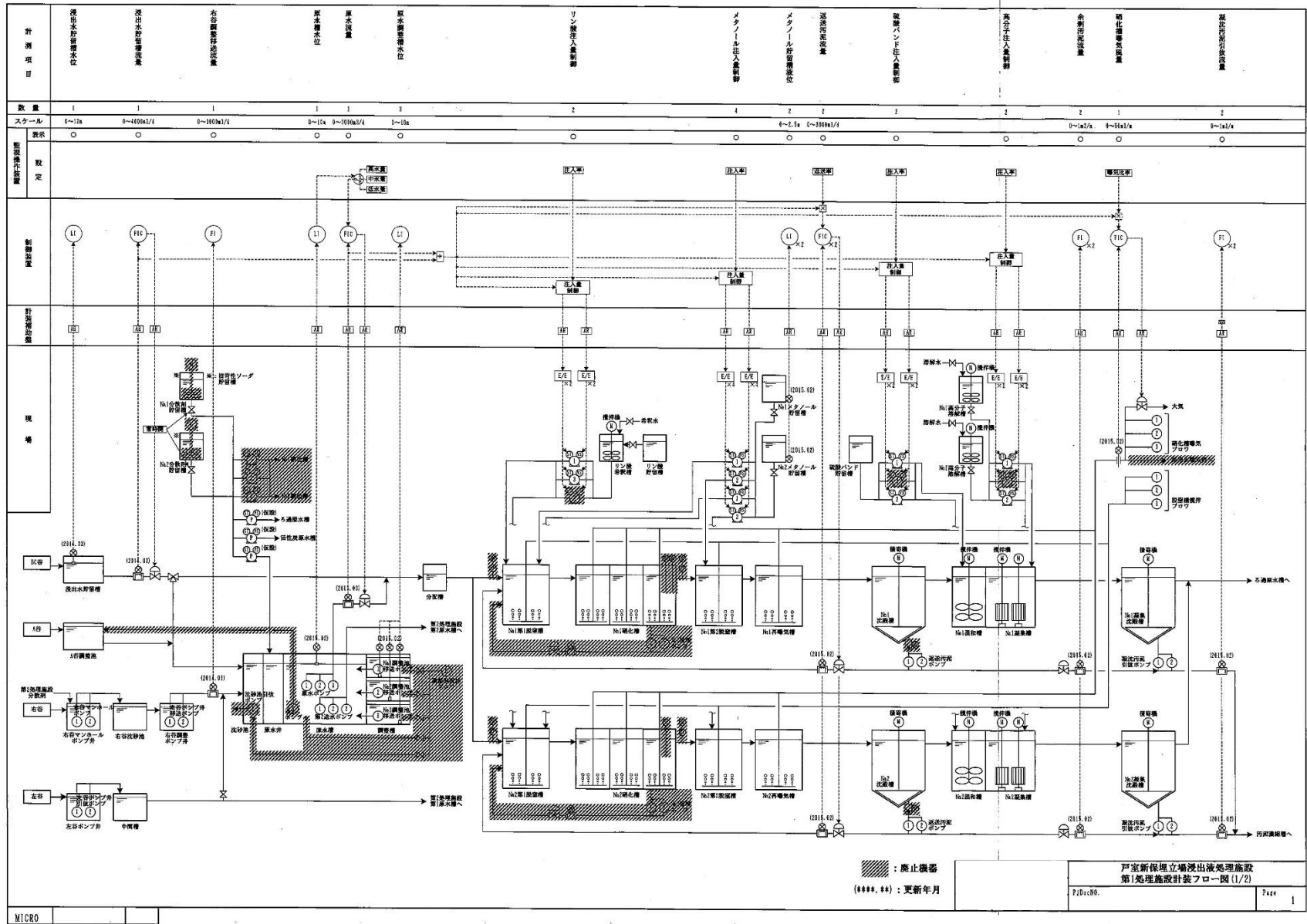
- (4) 必要用地面積
- (5) 概算工事費
- (6) 既存施設保全計画

既存施設について、調査結果より処理能力、機能への適合を確認し、再整備移行まで浸出液を適正に処理するために必要な施設保全計画を作成する。なお、施設保全計画の策定にあたっては、処理方式の合理化を併せて検討する。

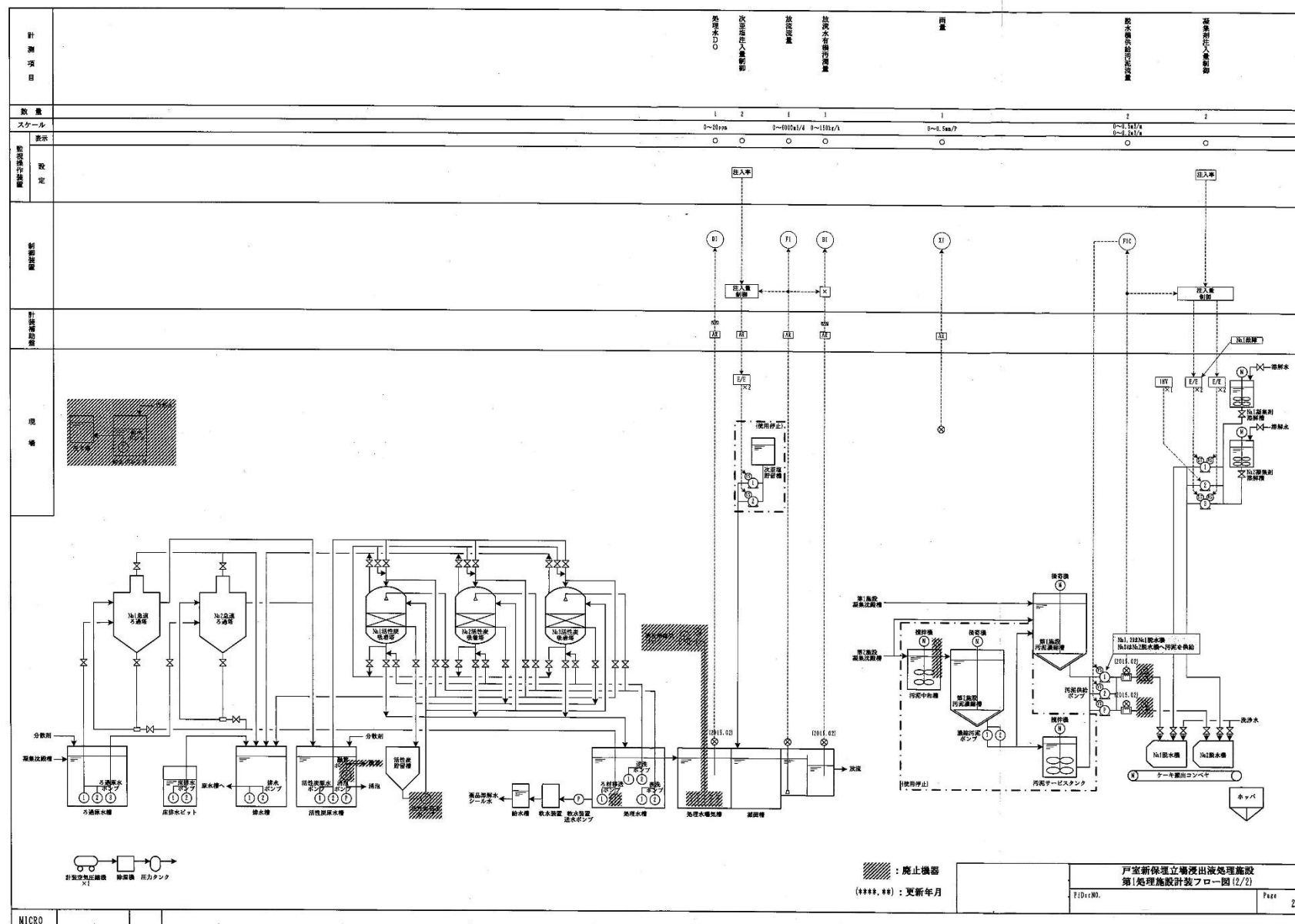


戸室新保埋立場浸出液処理施設 位置図

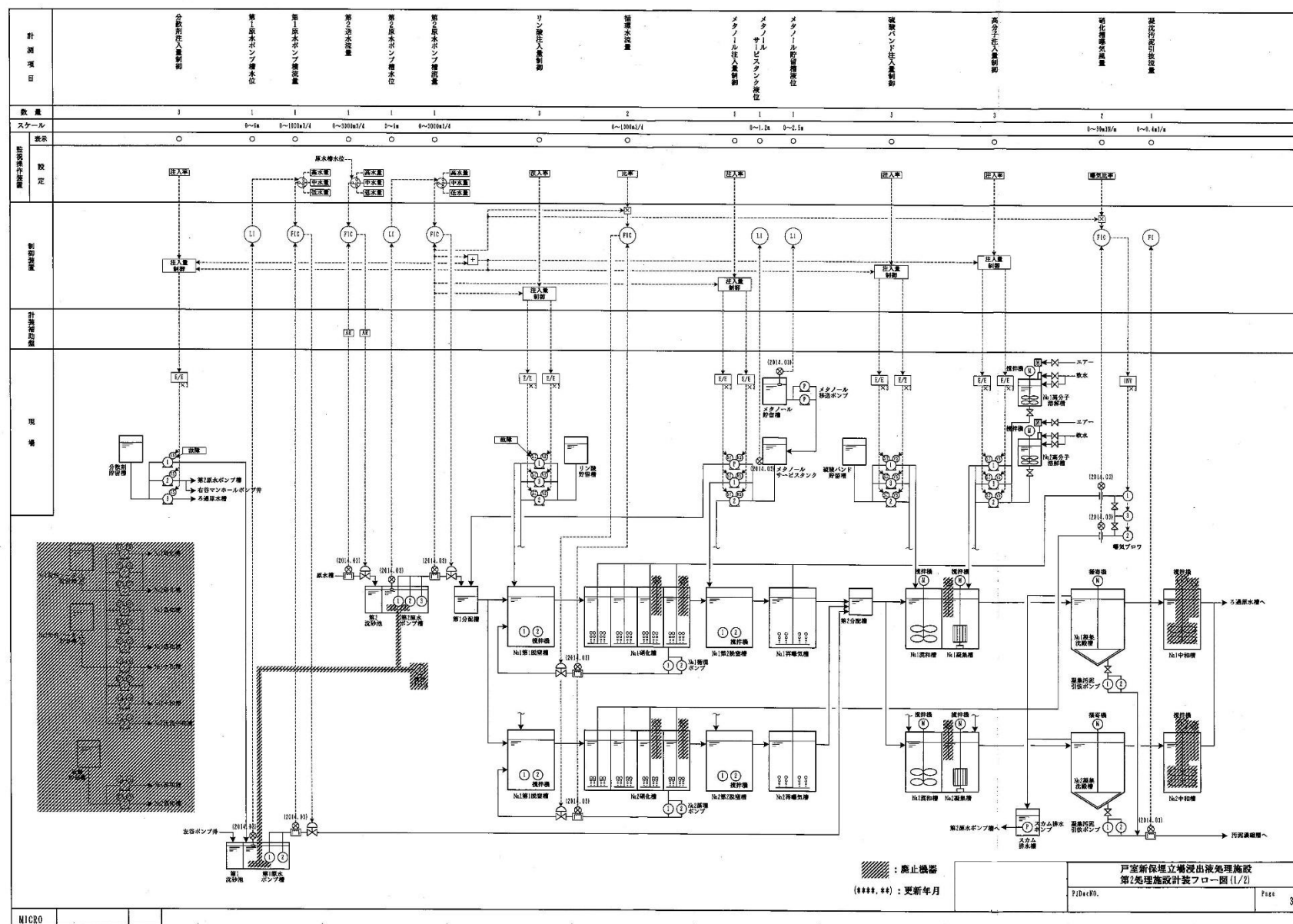
参考図 1



参考図 2



参考図 3



参考図 4

